

| |
|--------------|
| 健康福祉委員会 |
| 令和3年6月15・16日 |
| 福祉部 資料16番 |
| 所管 蒲田生活福祉課 |

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」(仮称) について

令和3年5月28日に厚生労働省が発表した支援金制度で、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、社会福祉協議会から総合支援資金の再貸付を終了、又は社会福祉協議会から再貸付について不承認とされ、さらなる貸付を利用できない生活困窮者世帯を対象として、自立支援につなげるため支給するもの。

厚生労働省の発表による制度の主な内容(予定)は、次のとおり。

1 対象等

社会福祉協議会から総合支援資金の再貸付を終了した世帯、再貸付について不承認とされた世帯であって、次の要件を満たす世帯。

(1) 収入要件

①特別区民税均等割が非課税となる収入額の1/12と②生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えないこと。

(例：単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円)

(2) 資産要件

世帯の預貯金の合計額が収入要件の①の6か月分を超えないこと(ただし、100万円を超えない)。

(3) 求職活動等要件

ア 公共職業安定所に求職の申し込み、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。

イ 就労による自立が困難であり、本給付金終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には生活保護の申請を行うこと。

2 支給額

単身世帯 月額6万円

2人世帯 月額8万円

3人以上世帯 月額10万円

3 支給期間

7月以降の申請月から3か月(申請受付は8月末まで)。